多言語インフォメーション2026年11月

テーマ：「自転車に乗るときのルールについて」

日本語

１．自転車は道路の左側を走ることになっています。

車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。自転車は道路の左側に寄って通行しなければなりません。ただし、歩道に自転車が通ってもよいことを示す標識があるときや、13歳未満の子ども・70歳以上の人・身体の不自由な人が自転車を運転するとき、道路工事などで道が狭くて車道を通ることが難しいときは、自転車で歩道を通ることができます。

普通自転車の歩道通行可



歩道は歩行者優先です。歩道の車道側をすぐに停止できるような速度で進行し、歩行者の邪魔になるときは、一時停止しなければなりません。

２．交差点に「一時停止」の標識があったら、必ず止まって、右、左をよく見てから進んでください。

信号機があるときは、信号を守ってください。

「一時停止」



３．夜間はライトを点灯してください。

ライトを点けることで通行する道が見やすくなるだけでなく、自分の存在を目立たせることで周囲から発見しやすくなり、事故防止につながります。

４．お酒を飲んだときは自転車に乗ってはいけません。

５．自転車に乗るときは、事故の時の頭のけがを少なくするため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

なお、スマートフォンなどを見ながら自転車に乗る「ながら運転」や、お酒を飲んで自転車に乗る「酒気帯び運転」は法律で禁止されています。違反した場合には、刑務所に入るか、罰金を払う罰が与えられます。



また、交通事故が発生したときは、すぐに停止をして、救急車を呼び、警察に連絡をする必要があります。

■警視庁（交通ルール）

多言語　https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/multilingual/index.html

お知らせ

「職員」や「相談員」などになりすましたメールやSNSにご注意ください。

国際交流コーナーの職員や相談員が、メールやSNSでお金を要求することはありません。

ご注意ください。